

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年9月19日答申分

## ○答申の概要

|                 |    |
|-----------------|----|
| 年金記録の訂正を不要としたもの | 2件 |
|-----------------|----|

|        |    |
|--------|----|
| 国民年金関係 | 1件 |
|--------|----|

|          |    |
|----------|----|
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
|----------|----|

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900182号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900023号

## 第1 結論

昭和58年7月から昭和60年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年7月から昭和60年6月まで

私は、昭和60年7月に、同月分の国民年金保険料とその時点で遡って納付可能な過去2年分である請求期間の保険料を一括でA社会保険事務所(当時)において納付した。納付金額は、請求期間の保険料が約15万円で、昭和60年7月分の保険料を加えて、計約16万円であったが、請求期間の保険料が未納と記録されている。

また、記録では、昭和63年4月から平成2年3月までの2年分の保険料を前納していることになっているが、私は、前述のとおり、昭和60年7月に昭和58年7月から昭和60年7月までの保険料を一括納付し、翌月以降の保険料は口座振替により納付しており、前納した覚えもないことから、「遡って納付した請求期間の2年分」の保険料の納付記録が「前納の2年分」として記録を付け替えられてしまったのではないかと思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者には、国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)がこれまでに二つ払い出されており、一つ目の国民年金番号\* (以下「番号1」という。)は、請求者に係る国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者の国民年金番号前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から昭和44年7月頃にB市において払い出されていることが確認できるところ、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によれば、請求者は、番号1に基づき、20歳になった昭和43年\*月\*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得し、昭和44年度の保険料を納付しており、その後、昭和45年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより国民年金の被保険者資格を喪失しているが、当該被保険者資格喪失後は、番号1に基づく国民年金の加入記録及び保険料の納付記録は見当たらず、番号1は、現在は、基礎年金番号(\*)に統合されている。

一方、二つ目の国民年金番号＊（以下「番号２」という。）は、オンライン記録の国民年金被保険者資格の入力処理年月日（昭和 60 年 7 月 31 日）から、昭和 60 年 7 月頃にＣ県Ｄ市において払い出されていることが確認でき、現在、番号２についても、基礎年金番号（＊）に統合されているところ、番号２に基づけば、請求期間の国民年金保険料を現年度納付及び過年度納付により納付することが可能である。

しかしながら、請求者は、昭和 60 年 7 月に、請求期間及び昭和 60 年 7 月分の国民年金保険料を一括でＡ社会保険事務所において納付した旨主張しているところ、当時、社会保険事務所で納付可能な国民年金保険料は、過年度分の保険料であり、昭和 60 年 7 月に、当該期間のうち同年 4 月から同年 7 月までの現年度分の保険料を社会保険事務所で納付することはできない上、同年 7 月の保険料については、オンライン記録によれば、その後の同年 8 月から昭和 61 年 3 月までの保険料と同様、翌年度以降に過年度納付されたことを示す「Ａ現自」と表記されており、請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、請求期間及び昭和 60 年 7 月分の国民年金保険料を一括して納付した後の同年 8 月分からの保険料は口座振替により納付した旨主張しているが、オンライン記録によれば、納付済みとされている保険料のうち、昭和 60 年 7 月から平成 3 年 9 月までの保険料については、口座振替により納付されていた形跡が見当たらない一方で、同年 10 月以降の納付済保険料については、各月の保険料が全て、納期限である翌月に定期的に納付されていることが確認できることから、請求者が口座振替により保険料を納付したのは、同年 10 月以降であったことがうかがわれる。

なお、請求者は、前納により国民年金保険料を納付したことはなく、前納したと記録されている昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月までの保険料は口座振替により納付していたと記憶していることから、「遡って納付した請求期間の 2 年分」が「前納の 2 年分」として記録を付け替えられてしまったのではないかと主張しているが、前述のとおり、請求者が口座振替による保険料納付を開始したのは、請求者が主張する昭和 60 年 8 月からではなく、平成 3 年 10 月からであることがうかがわれる上、前納したとされている昭和 63 年度分及び平成元年度分の保険料の納付額は、それぞれ当該年度 1 年分の保険料を前納した場合の割引後の保険料と一致しているなど、当該前納記録に不自然な点は見当たらない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900199号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900047号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年4月1日から平成7年6月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。同社に入社後、給料から厚生年金保険料と健康保険料が控除されていたことを覚えている。調査の上、請求期間の厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社における請求者に係る雇用保険の加入記録並びに同社から提出された請求者に係る履歴書のコピーに記載された同社の入社年月日及び同社の回答により、請求者は、請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者は、請求期間当時の給与明細書等、保険料控除を確認できる資料を保有しておらず、A社の事業主は、請求期間当時の資料は残っておらず、請求者の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について分からない旨回答している。

また、請求期間当時のA社の経理・社会保険事務責任者は、給料手取額を多くするために、希望により社会保険に加入しなかった従業員がいた旨陳述している上、請求者が名前を挙げた者を含む複数の同僚が、A社における厚生年金保険の取扱いについて従業員の希望により加入させていたと回答している。

さらに、請求期間にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中には、請求者同様、雇用保険の資格取得年月日の数年後に、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が複数いるが、このうち連絡可能な者は、自身の勤務期間と厚生年金保険の加入記録が一致していないのは、入社当初は、厚生年金保険の加入を希望しなかったためと回答しており、以上のことを踏まえると、同社は、必ずしも従業員全員を、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことが認められる。

加えて、請求期間当時、A社が加入していたB健康保険組合における請求者の加入記録は、

、厚生年金保険の加入記録と一致している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。